

ID: 271

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町農業集落排水処理施設条例 第9条		
例規番号	平成9年条例第4号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 管理者は、公益上、その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日